

Title	輸入統制としての『Aski』制度
Author(s)	谷口, 吉彦
Citation	経済論叢 (1937), 45(2): 200-219
Issue Date	1937-08-01
URL	https://doi.org/10.14989/130988
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷五十四第

行發日一月八年二十和昭

論叢

營業稅の課稅標準と賣上稅の課稅方法……………法學博士 神戸正雄
 井田制と其社會的意義……………法學博士 財部靜治
 國民共同體の人間學的基礎……………經濟學博士 石川興二

時論

輸入統制としての『Aski』制度……………經濟學博士 谷口吉彥

研究

純損益概念ナに關する若干の基本問題について……………經濟學士 熊本吉郎
 工業經營規模の双峯分布について……………經濟學士 田杉競
 職業の意義と問題……………經濟學士 澤崎堅造
 資本移動の近代理論……………經濟學士 松井清

說苑

カレッキの數學的動態理論……………經濟學士 青山秀夫
 複式簿記法の發生……………經濟學士 岡本愛次

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

時 論

輸入統制としての『Aski』制度

谷 口 吉 彦

目 次

- 一、アスキ制度の特徴
 二、アスキ制度の機能
 三、アスキ制度の發展
 四、アスキ制度の種類

I、Aski 制度の特徴

一九三五年のドイツ輸出貿易は、Fritz Huhle 氏の指摘する所によれば、その六〇％は公的の清算協定 (Verrechnungsgeschäft) により、二〇％は Aski その他の相殺取引 (Kompensationsverkehr) により、最後の二〇％だけが純粹の爲替取引 (Bardvisen) によつて決済されたと言はれる。之によつて謂はゆる『アスキ』制度が、その實施後の最初の一年間において、如何なる地位を占めるに至つたかを知りうると共に、吾國が輸出も輸入も殆んど一〇〇％まで爲替決済に依存せしめながら、爲替相場の維持のために巨額の金現送を行ひつゝある現状に對して、何らかの示唆を與ふるものではないかと思はれる。

Aski-Geschäft 即ちアスキ取引またはアスキ制度は、Ausländer-Sonder-Konten für Inlandszahlungen の略稱であり、『國內支拂のための外人特別勘定』とも譯すべきものである。例へばドイツに商品を輸出したる外國人は、

1) Fritz Huhle, Das Kompensationsgeschäft im Rahmen der deutschen Handelspolitik seit der Wirtschaftskrise (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Feb. 1937, S. 196)

その輸出代金を自國に取寄せることは許されず、之をドイツ國內の銀行に特別勘定として保有し、ドイツ國內の支拂たとへばドイツからの輸入商品の代金支拂に充當せしむる制度である。従つて一種の封鎖マルク (Sper-Mark) であり、また清算貿易 (Kompensation) の一種でもあるが、併しその特別勘定は債權者の自發的意思によつて、普通の爲替銀行に保有されてゐる點において、從來の封鎖貨幣とは異なり、また後に述ぶるが如く從來の種々の形態における清算貿易とも異なる點が少くない。

さて一九三一年のドイツ金融恐慌を楔機として、新たな爲替管理の典型的な諸形態が、ドイツを中心として展開されつゝあることは周知の事實である。この爲替管理の強化過程は、一九三四年九月の謂はゆる新計畫 (Neue Plan) によつて、更に新たな段階に入ることゝなつた。今これに就て詳論する餘裕はないが、要するにそれは戰經濟に對應する原料自給策を中心とするものであり、従つて貿易統制ことに輸入統制に關する一時期を劃するものである。固より從來の目標をなした國際收支の均衡と通貨價值の維持は、ますゝ之を強化することには相違ないが、之に加ふるに原料確保の見地からする種々の施設を加へ、殊にその方法上に著しき改善を加へたものである。

茲に問題とする Aski 制度は、即ち右の『新計畫』の貿易統制上に現はれた一面である。『新計畫』の根本思想は、『支拂ひ得る以上に買つてはならぬ。先づ第一に必要やむを得ざる物を買ふ』と言ふにある²⁾。固より之は必ずしも『新計畫』に始まつたものではない。また Aski 取引も多少はすでに一九三二年から行はれてゐた³⁾。たゞ新計畫は右の原則をより明確にし、より適切なる方策を立てると共に、Aski 制度に關する一般的・包括的な規定を設

- 2) Arno Seeger, Das „Aski“-Geschäft Entwicklung und Möglichkeiten (Die Bank, 21. Okt. 1936, S. 1576)
新庄博氏、獨逸のアスキ制度 (『國民經濟雜誌』第六十二卷第一號)
Rudolf Eicke, Warum As-enhandel? 1936, S. 41.
- 3) Otto Ahbe, Die Praxis und Mängel des Kompensationsgeschäftes, 1936, S. 66.
Franz Reuter, Die Neuregelung des deutschen Aussenhandels, 1934, S. 44.

けた點にその意義を有する。

さて輸入貿易に對する従来の決済方法は、極めて限られたる範圍における自由な外國爲替による外は、謂はゆる相殺取引 (Kompensationsgeschäft) を主とするものであつた。相殺取引は廣く之を解する場合には、爲替または現金決済によらざる一切の取引を包含し、従つて國家間の爲替清算協定もその中に含まるゝことゝなるが、之を狹義に解する場合には、かゝる公的の清算協定または支拂協定による決済は之を除外し、主として私的の清算取引 (Das private Verrechnungsgeschäft) を意味することゝなる。そこで問題のアスキ制度が一九三五年一月から一般に盛行するに至るまでには、主として此の公的の清算協定と私的の清算取引とが、爲替によらざる決済方法として利用されてゐた。いまアスキ制度の特徴を明らかに認識するためには、之を右の二つの清算制度と對比することが有効である。それは同時に、此の新制度が何故に成立するに至つたかの事情を明らかにすることゝもなる。

第一に、爲替清算制については既に他の機會に詳論したるが如く、⁴⁾ その成立には一定の条件を必要とし、従つてその發展性には一定の限度がある。ドイツの如きは最もその条件を具備せるものではあるが、併し相手國にその条件を具へざる場合には、例へば英獨間の清算協定が失敗に歸したるが如く、必ずしも多くの場合にその成立を期待することは出来ない。またこれは二國間の公的協定であるから、たとひ經濟的には成立の可能性はあつても、政治的その他の諸事情のために、その成立を妨げらるゝ場合が少くない。かくの如き理由によつて、ドイツの如きも前述の如く輸出貿易の六割までは之によるものではあるが、併し尙ほ他の四割までは、何らか他の方法によつて決済されてゐるわけである。

4) 拙著、貿易統制の研究、第一卷 p. 249—280.

アスキ制度はかゝる清算協定の成立し難き場合に、その間隙を補填する制度として利用されるものである。それは決して清算協定に取つて代るものではなく、寧ろ清算協定の成立せざる諸國との間に利用されるものである。第一に、爲替によらずして國際間の貸借を決済しうる點において、第二に、輸出をもつて輸入を決済する點において、兩者はその直接の目的を同じうし、またその方法上の趣意を同じうするものではあるが、併し第一に、中央銀行その他の公的機關の介入せざる點において、第二に、法令的に輸出價額の提供または輸入價額の受入を強制せざる點において、アスキ制度は清算協定とは著しく相違する點もある。國內支拂のための特別勘定を創設するには政府の認可を必要とするが、併しそれも自發的であり、全體として清算協定に比し著しく自由である。従つて相手國が爲替管理を行はず、爲替自由市場をそのままに認むる場合にも、アスキ制度はよく利用されうる特徴を有する。現にドイツにおいても、原則としては公的の清算協定の成立せざる相手國との間に之を認め、兩者を併存せしむる場合には、相手國政府の認可を必要とすることゝしてゐる。⁵⁾

第二に、アスキ制度の特徴は寧ろ私的の清算取引に對して重要である。私的の清算取引とは、個々の輸出商人と輸入商人との個々の取引が、相互に結びつけられてゐて、輸出と輸入とが個々に相殺される仕組である。例へばドイツの輸入商人が一定の輸入をなし得るためには、恰かもそれに相應するだけの輸出をなして、之を個人的に個別的に相殺せねばならぬ。この方法は輸出入を平均し、國際收支の均衡を計るためには、極めて有效なる方法ではあるが、併し實際には種々の支障を免れない。例へば外國において適當なる相殺相手方を (Kompensationspartner) 發見することは容易でなく、またドイツの輸入商は同時に輸出商でなければならぬ。その上に個々の

取引が個別的に輸出入相殺されねばならぬのであるから、貿易活動は之によつて甚だしく拘束せられて窮屈となり、従つて全體の貿易も萎縮せざるを得ない。⁶⁾

アスキ制度は即ち斯くの如き私的清算取引の缺陷を改善せんとして生れ出でたるものである。従つてアスキ制度は私的清算に取つて代つて、その地位を占めるべきものであり、兩者が併存しうるのは、たゞ過渡的のみ可能である。この點において前の公的清算とはその關係を異にするものである。私的清算の缺陷を免れるの途は、何らかの方法によつて、個々の商人相互の直接相殺を免れ、また個々の取引の個別相殺を免れしむるにある。

従つて私的清算取引に對するアスキ制度の特徴は、主として右の二點に存する。即ち第一に、アスキ制度にあつては外國の輸出商人とドイツの輸入商人との間に、爲替銀行を介在せしめ、そこに外國輸出商人の手取金を特別勘定として保有する。この爲替銀行の介在することによつて、商人相互の直接相殺に比し著しく信用を高め、確實性を増すこととなるから、外國商人の取引は増加しうる筈である。この制度の開始以來二ケ年にして、著しく發展するに至つた理由の一つは此の點にある。⁷⁾ 第二に、アスキ制度の他の特徴は、個々の取引を個別的に相殺する代りに、或程度に包括的な相殺をなし得る點にある。即ち外國輸出商人は、個々の取引の相殺關係を顧慮することなく、ドイツへの輸出を續けてその債權を特別勘定として預金しおき、その中より輸入商品の代金を支拂ひゆくものであるから、その個人を單位として包括的な相殺が行はれることとなる。この包括的相殺の點において、アスキ制度は私的清算よりも遙かに便利な制度となり、殊にドイツ國內の輸出入商人にとり便利となつた。たゞ之を公的清算の制度に比すれば、この點ではまだ之に及ばない。公的の清算協定にあつては、すべての輸出

6) Otto Ahbe, Die Praxis und Mängel des Kompensationsgeschäftes, 1936, S. 65.

7) Seeger, a. a. O. S. 1577.

入商人の總ての計算が、中央銀行の特別勘定において全く包括的に清算されるのであるが、アスキ制度にあつては、個人勘定は永久に存続して合同勘定とはならない。従つて公的清算では外國の輸出商人は直ちに輸出代金を手取りすることが出来るけれども、アスキ制度では之は不可能であつて、その特別勘定をもつてドイツ商品を輸入するか、または輸入商人にその債權を賣却せねばならぬ。是等の點においてアスキ制度は恰かも公的清算と私的清算との中間的存在であると言ふことが出来る。

II、Aski 制度の機能

アスキ制度の經濟的機能は、第一に、決済機能を果す點にある。即ち輸出入商品の代金を決済するために、現金または爲替の方法によらずして、相殺の方法によるものである。この點においてかの公的および私的の清算取引と同じ機能を果すものである。¹⁾たゞアスキ制度の決済機能は、前述の如く私的清算の個別決済に比すれば著しく包括的決済をなしうるけれども、依然として個人的決済の範圍を出でず、爲替決済または公的清算の如き一般的・包括的な決済機能を有しない。それにも拘らず、この新制度による決済機能が必要とした所以は、(一)在來の爲替管理の下における爲替決済の缺陷、(二)私的清算における缺陷、(三)公的清算の制限性等によるものである。

(一) 在來の爲替管理はドイツにおいて殆んど徹底的に強化せられ、爲替許可制から中央銀行の爲替專賣制にまで進んでゐる。なるほど斯くの如く徹底した爲替管理によれば、對外支拂を阻止して表面の爲替相場を形式的に維持することは可能であらう。併しながら之によつて現實の輸入を阻止することは困難である。吾國でも輸入爲

1) 拙著、貿易統制の研究、第一卷 p. 265—268.

替の許可制を實施しつゝあるけれども、現實の輸入は却つてますます増大しつゝある。ドイツにおいては種々の形態における無爲替輸入の行はるゝために、爲替管理を徹底せしむるも、輸入は必ずしも減退しない。たとひ減退したとしても、そのために却つて輸出を減退せしむることゝなつては、國際收支は却つて悪化することさへ起りうる。即ち爲替管理はその目的を達すれば達するほど、ますます貿易上の悪影響を免れないことゝなる。殊にドイツにおいてはほゞ吾國の事情と同じく、必要な原料品の輸入は、之を何處までも制限することは出來ず、之を決済しうるためには、何としても輸出の増進に俟たねばならぬ事情にある。この事情から生れ出たものが即ち公私の清算貿易であつて、輸出をもつて決済しうる限りでは、輸入を許可するものである。従つて之を決済機能として見れば、爲替その他の方法によらずして、輸出をもつて輸入を支拂ひ、輸入をもつて輸出を受取る方法であり、國際間を通過するものは、商品だけに限られ、如何なる形における通貨または資金も、商品代金としては國際間を移動しない。言はゞ一種の物々交換である。この交換貿易を個人的かつ個別的に勵行せんとするのが、即ち私的清算取引であり、之を國別に行はんとするのが、公的清算協定である。アスキ制度は前述の如く公的清算協定の成立せざる相手國との間に、私的清算取引の缺陷を改善して生れたものであり、輸出入の相殺によつてその決済機能を果す點においては、三者の間に共通である。

(二) 私的清算取引もまたその決済機能については、何ら重大な缺陷を有したわけではない。輸出をもつて輸入を決済しうる機能は、こゝでもほゞ十分に行はれてはゐるが、たゞそれが個人的かつ個人的決済である爲めに、寧ろ決済の原因たる貿易上の障害を免れず、ことに輸入に關聯せしめて輸出を増進せしめんとする貿易上の目的

を達することは困難となつて來た。こゝにアスキ制度の出現を必要としたわけである。

決済機能におけるアスキ制度の特徴は、普通の爲替銀行を決済機關として介在せしむる點にある。私的清算取引は全く銀行を介在せしめず、商人と商人との直接相殺であるから、相互の信用の明らかならざる場合には、相殺契約は成立せず、たとひ成立してもその確實性は十分でない。然るに國際的信用の明らかなる爲替銀行がその間に介在して、外國輸出商人の債權を確保する場合には、その決済機能は確實となり、従つて貿易上の障害を除去して、私的清算の缺陷を救済することとなる。

(三) 公的の清算協定は、單純なる決済機能より見るときは、アスキ制度よりも更に廣汎な包括的性質を有する。即ちそこには中央銀行を介在せしめ、こゝで當該協定國との間に成立する總ての貿易上の收支を統一的に包括して相殺するからである。一般に相殺方法による決済機能は、私的清算からアスキ制度へ、更に公的清算へと進むに従つて、個人的かつ個別的相殺から、單なる個人的相殺に進み、更に國別的相殺にまで進んだものであり、アスキ制度の決済機能は公的の清算協定ほどには一般的ではない。

併しながら公的清算協定は、たゞに前述の如くその成立には一定の條件を必要とし、従つて清算協定は如何なる相手國との間にも成立しうるものではなく、こゝに一定の制限性を認めねばならぬのみならず、他方においてまた、清算協定の缺陷は貿易上の制限性にある。さきにも詳論せる如く、清算協定がドイツを中心として發展するに至つた現實の根據は、爲替管理國における封鎖貨幣制のために、外國からの輸出資金を凍結せしむることとなり、従つて貿易は次第に梗塞状態となり、殊にドイツの輸入は困難を加ふることとなつた。そこでドイツ側

あつては、爲替市場を壓迫することなく、且つ封鎖貨幣となすことなくして、必要な輸入を続けねばならぬこととなり、その爲めに生れ出たものが即ち清算協定であつた。言はゞ梗塞状態にあつたドイツの輸入を打開するものであつた。従つて清算協定は必ずしも積極的な貿易均衡を目的とするものでもなく、また一定の輸出をもつて、恰かもそれ丈けの輸入を決済せしめんとするものでもない。寧ろ貿易入超の傾向をそのままに協定によつて認めんとする場合が多い。即ち清算協定はその決済機能においては兎も角、その貿易上の機能において可なりに消極的であり、こゝにその制限性を認めざるを得ない。

第二に、アスキ制度の經濟的機能は、併しながら以上の如き決済上の機能よりも、寧ろ貿易上の機能をより特徴的なるものとする。それは述べ來れる如く、爲替管理でも私的清算でも公的清算でも、その缺陷は決済機能にあると言ふよりは、寧ろ何れの場合にも貿易上の缺陷にあり、また此の缺陷の故にこそアスキ制度の出現を必要としたわけである。然らばアスキ制度の貿易上の機能は、如何なる點にその特徴を認めうるか。

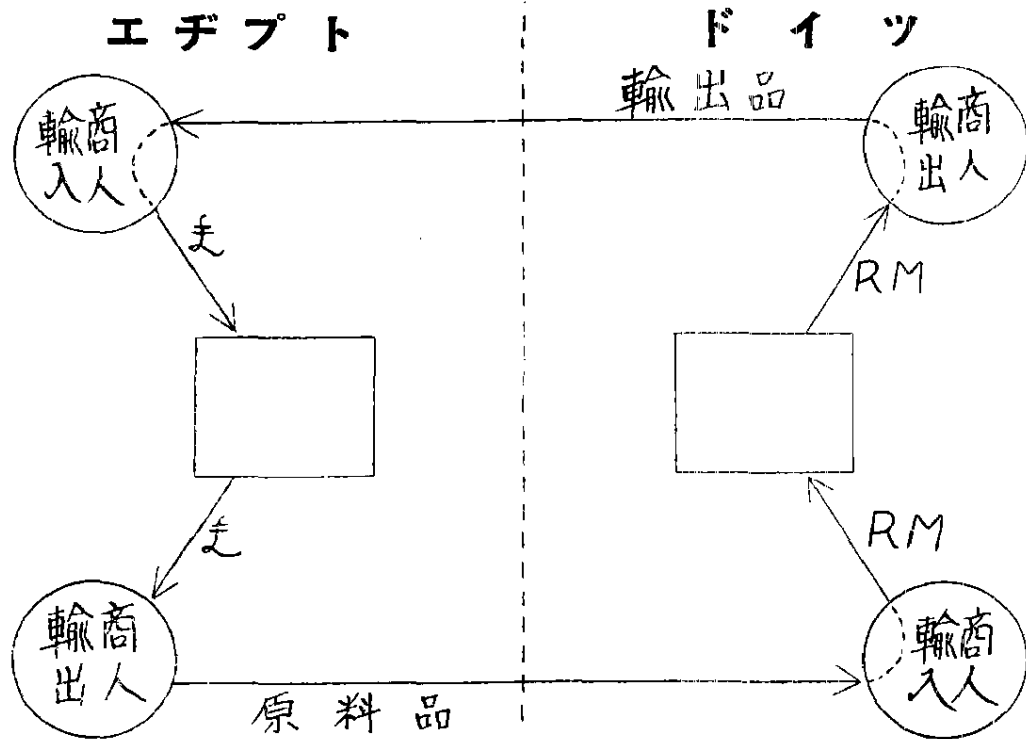
(一) 之を當該國より見れば、輸入商品の代金支拂を國內銀行に留保しおき、之を輸出商品の代金として受取るものであるから、銀行の介在せるだけ、また包括的留保の可能なだけ、直接には輸入貿易を容易ならしめる。その結果は間接に輸出貿易をも促進することとなる。殊に後に述ぶるが如く、アスキ勘定の所有者たる外國の輸出商人が、ドイツに所有するそのアスキを外國の輸入商人に賣却する場合に、アスキの減價または割引(Disagio)をなす場合には、ドイツの輸入商品はそれだけ高くなり、輸出商品はそれだけ安くなるから、そこから貿易改善上の効果を期待することが出来る。これは個々の取引毎に輸出入を相殺する從來の私的清算においては期待され

ないことであつた。殊に従來の個別的清算における取引上の拘束または、窮屈は新制度によつて著しく緩和されることとなつたから、貿易増大の効果には顯著なるものがある。例へばアスキ制度の實施された一九三五年のドイツ南米貿易は、その前年に比し輸出において四〇%以上、輸入において三〇%以上を増加したと言はれる。¹⁾

(二) 之を相手國たる外國より見れば、清算協定におけるが如く直ちに輸出代金を手取りすることは出來ないが、併し不確實なる外國商人との個人的相殺に比すれば、著しく確實性を増すこととなるから、ドイツへの商品輸出ことに原料供給は容易となり、ことにその輸出代金を個別的に輸入代金と相殺する煩瑣から免れるから、著しく貿易増大を來たすこととなる。即ち直接には相手國の輸出増加となり、その間接の結果として輸入増加を呼び、結局は前述の南米貿易に現はれたる如く、輸出入の併進的増加を結果することとなる。アスキ協定の割引の行はるゝ場合には、外國の輸出商人はそれだけ手取金を減するわけであるが、併し實際にはその割引だけ輸出商品の價格を引上げて賣つてゐるから、必ずしもその輸出商人の損失とはならない。²⁾

要するにアスキ制度は、多くの論者の認むる如く、従來の清算取引の更に『洗練されたる方法』(verfeinerte Methode)であり、また『緩和されたる』(erleichterte)ものであるが、その洗練または緩和は、主としてアスキ制度の貿易上の機能に存する。而して貿易上の機能にも述べ來れる如く種々の方面を有するけれども、直接には輸出よりも寧ろ輸入に關係し、最初に述べたる如く原料確保政策を中心とする『新計畫』より出發したものであるから、輸入統制の機能を重視せねばならぬ。後に述ぶるが如く、輸入商品の種類に従つて一定のリストを作成し、之によつて輸入を統制することとなる。たゞこの輸入統制は吾國に行はるゝ輸入爲替の許可制の如きとは異り、

- 1) Rudolf Eicke, Warum Aussenhandel? 1936, S. 44.
- 2) Seeger, a. a. O. S. 1579.
- 3) Huhle, a. a. O. S. 195.
Seeger, a. a. O. S. 1576.
- 4) Reuter, a. a. O. S. 44.
Eicke, a. a. O. S. 44.



輸入統制と同時に爲替によらざる決済方法を行ひ、また同時に輸入を輸出と關聯せしめたる點に、その特徴を有するものと言へる。いまドイツ・エジプト間のアスキ取引を例示せば上圖の如くなる。⁵⁾

三、アスキ制度の發展

アスキ制度が一般的に實施されたのは、一九三五年一月一日からであるが、併し部分的には既に早く一九三二年から行はれてゐた。¹⁾たゞ當時のアスキは爲替管理局によつて承認されたもので、特定の條件の下に、ドイツと相手國との間の商品交換に關して許された若干の勘定に限られたものであつたが、一九三四年の『新計畫』の下に之を擴張して更に一般的包括的の新制度となしたものである。²⁾その後最近まで二ヶ年以上の間に、實際の經驗に基づいて、種々の修正を加へられてゐる。

(一) 一九三五年五月二十二日の布告をもつて、謂はゆ

5) Seeger, a. a. O. S. 1581.
 1) Ahbe, a. a. O. S. 66.
 2) Seeger, a. a. O. S. 1577.

る『禁止リスト』(Verboislist)を出すことゝなつた。³⁾之はアスキの濫用を防止するために採られた最初の處置であつて、同時に『新計畫』の遂行を助長せんとするものである。即ちアスキの支拂を受けて輸出しうる商品の範圍を限定し、最初に先づ原料および原料類似品に關するリストを作つて、是等の商品に限りアスキの支拂による輸出を禁止した。即ちリスト記載のドイツ輸出品に對しては、アスキからの代金支拂を禁止することによつて、一方ではアスキ擁護の目的を達し、他方では原料確保の目的を狙つたものである。この禁止リストは同年七月十一日の布告によつて、第一回の擴張を見たが、次いで同年十一月一日の布告によつて、『特別禁止リスト』(Sonderverboislist)が發令された。之は中南米諸國・支那・滿洲國を除く歐洲以外の諸國とのアスキ取引につき、原料品および原料類似品の外に、更に總價額において原料の占める割合の大なる商品および獨占類似の商品が加へられ、是等の輸出品に對するアスキ支拂が禁止された。⁴⁾

(二) 一九三五年六月十二日の布告による修正は、主として中南米の諸國に關するものであつた。南米のうちアルゼンチン・ブラジル・チリ・ウルグアイとの貿易は、清算協定類似の方法で決済されてゐたから、私的清算およびアスキ取引は許されなかつた。その他の諸國に對しては、たゞ『銀行アスキ』のみ許され、且つそれも他の諸國に對するとは異り、月別最高額および半年有効性をもつた割當爲替證明書は與へられなかつた。⁵⁾従つてドイツの輸入業者は、個々の支拂について監督官廳の特別の爲替許可を必要とした。反對にドイツの輸出業者は、比較的自由にアスキからの支拂を受けた。即ち輸出代金のみならず、その附帶費用まで一〇〇%の支拂を許され、更に八月十九日の布告によつて、アスキ勘定を保有する爲替銀行に對して關稅納付濟の證明さへすれば『銀行アスキ』

3) Seeger, a. a. O. S. 1578.
 4) Seeger, a. a. O. S. 1579.
 5) Seeger, a. a. O. S. 1578.

からの拂出は全く自由となつた。是等によつてドイツの中南米貿易は、アスキ制度の實施一ケ年にして、三割ないし四割の貿易増大を結果したことは前述せる所である。

(三) 一九三五年九月二十日の布告によつて、附帶費用 (Zubehörskosten) に對するアスキ支拂の端緒が開かれた。即ち清算協定の成立しない諸外國への輸出をアスキ勘定から支拂はれてゐたドイツ輸出業者が、その相手國にある代理商に手数料を支拂はんがために、ライヒス・バンクに向つて實爲替を要求し、これが爲替バランスを壓迫することゝなつた。之を緩和するためには、アスキからの支拂を許さねばならぬ。即ち九月二十日の布告によつて輸出手取金のアスキ支拂を認められてゐる總ての場合に、右の如き手数料はアスキより支拂ひ、またアスキに拂込まれることゝした。その他これに類似する運賃その他の附帶費用も、部分的にか全部的にか、アスキ勘定に包含せられる端緒をこゝに開くことゝなつた。例へば同年十二月十三日の布告によつて、ドイツ船舶業者に對して船主協會の同意を得てアスキから運賃を拂出しうることゝなつた。⁶⁾

(四) 過去二ケ年間におけるアスキの發展にとつて、一時期を劃する程に重要な修正は、恰かも一年後の一九三五年十二月二十七日の布告である。その第一は、アスキの減價または割引より生ずる輸入品騰貴の防止策である。アスキの實施以前における私的清算の場合には、輸入價額はそれだけの輸出權を有するから、この輸出權の賣買に當つて割増金 (Prämien) を生じ、すでに一九三四年九月二十八日の布告をもつて之を禁止してゐた。然るにアスキ制度の發展すると共に、反對に相手國におけるアスキ賣買に當り割引 (Disagio) の現象を生ずることゝなつた。即ち外國の輸出業者はドイツ國內に保有するアスキ勘定を、同じ國の輸入業者にしてドイツ商品を輸入

6) Seeger, a. a. O. S. 1579.

せんとする者に對して賣却せんとする場合に、一定の減價または割引を甘受することとなる。之によつてドイツよりの輸入は有利となり、従つてドイツの輸出振興を齎らすといふ效果の存する所から、アスキ實施以來、當局は屢々聲明を出して、かゝる現象は何らドイツ經濟の利益を害するものでないと言ひ、之をそのままに放任して一ヶ年を経過したわけである。⁷⁾

然るに Disagio の現象は、他方においてドイツ輸入品の價格を高めるといふ弊害を伴つて來た。何となれば外國の輸出業者は、アスキの減價による輸出手取金の減少だけ損失を甘受するものではなく、必ずやドイツへの輸出品を高めることによつて、この損失を轉嫁せねばならぬから、それだけドイツ輸入品の價格騰貴を來たすこととなる。アスキ實施一ヶ年に及んで、この弊害は遂に黙視すべからざる程度に達したから、前記の一九三五年末の布告によつて、輸入品の嚴密な價格検査を實施し、過度の價格による輸入は許されざることとなつた。即ちアスキはこゝで一大轉換を試みたわけである。

アスキによる輸出の不可能な商品は、前述の一般禁止リストおよび特別禁止リストによつて明示されてゐたが右の布告によつて更に之を強化し、價額における外國原料品の占むる割合が二〇%を超ゆる輸出品は、アスキからの支拂を禁止した。従つて此の種の輸出品は、實爲替を取組んで之をライヒス・バンクに交付せねばならぬ。同時に清算協定のない歐洲以外の諸國に對しては、一對三の清算比率が規定された。⁸⁾ 即ちアスキからはたゞ輸出價額の三分の一だけの支拂を受けるに過ぎず、殘額の三分の二は爲替を取組まねばならぬ。これはアスキ勘定の擁護と共に、爲替供給の増加を計らんが爲めである。

7) Seeger, a. a. O. S. 1579.

8) Seeger, a. a. O. S. 1579.

同時にまた生活必需品の原料輸入品に關するリストが規定された。このリストに記載された輸入品については一對一の比率をもつて、即ち一〇〇%までアスキによる決濟が可能とされた。この生活必需的の原料輸入品のリストおよび前述の輸出品禁止リストは、その後においても屢々補充せられ、強化されてゐる。之に關する其の後の布告は、一九三六年一月九日・五月十四日・五月二十九日・七月二十二日・七月二十三日・九月三日の諸布告である。

かくの如くしてアスキ實施以來の二ケ年間に、種々の修正を加へ發展を示しつつあるが、その方面は大體において、アスキ勘定の擁護と爲替供給の増加と原料確保の三點にあつたと言ふことが出来る。

最後に、アスキの發展を世界の各相手國別に概觀する。大體においてドイツに對して原料品を供給し、ドイツの完成品を需要する諸國に對して、アスキの可能性は最も大である。¹⁰⁾

中南米諸國に對しては一般に可能性は大であつて、『銀行アスキ』が優勢である。たゞアルゼンチン・ブラジル・チリ・ウルグアイに對しては、清算協定に類似の特別勘定が行はれてゐるから、キューバと共にアスキからは除外されてゐる。

アメリカ合衆國に對しては、最初は『銀行アスキ』によつて商品貿易を處理しつつあつたが、一九三六年八月以來これを廢止した。それは當時アメリカ合衆國において、ドイツの輸出品に對する特別調整關稅を設置したからである。カナダに對しては、アスキは今日まで未だ重要な役割を果してゐない。

極東方面では、日本および滿洲國を除いて、一般に『商社アスキ』が優勢である。たゞ支那に對しては『銀行ア

9) Seeger, a. a. O. S. 1580.
10) Seeger, a. a. O. S. 1582-1583.

スキ』もまた行はれてゐる。オーストラリヤ・ニュージーランドに就いては、特殊の『羊毛アスキ』が商社アスキとして行はれてゐる。

近東方面にはアスキの可能性はまだ現はれてゐない。たゞベルシヤに對しては、清算協定と併行して、『銀行アスキ』および『商社アスキ』が行はれてゐる。

アフリカ諸國に對しては、一般に『商社アスキ』が行はれ、貿易の大部分は之によつて處理されてゐる。たゞエヂプトに對しては『銀行アスキ』も併存する。南アフリカおよび南西アフリカに就いては、羊毛協定の存するためアスキは行はれてゐない。

歐洲諸國に對しては、一般にアスキは副次的意義を有するに過ぎない。それは殆んど總ての國との間に、清算協定および支拂協定が行はれて、アスキの成立しうる餘地は甚だ少いからである。その成立せる場合にも、それは總て『商社アスキ』であり、且つ是等に對する輸出代金のアスキからの支拂につき、一定の百分率が規定されてゐる。例へばベルギーに對しては七五%まで、オランダ・スイスに對しては五〇%まで、アスキからの支拂を許されるに過ぎない。清算協定國においてアスキを開設する場合には、その外國官廳の許諾を必要とすることゝなつてゐる。是等世界諸國との關係に就いては、アーベ氏の著書に詳細なる一覽表を掲げてゐる。¹¹⁾

四、アスキ制度の種類

アスキ制度は一九三五年一月の實施當時から、すでに二つの種別を認めてゐる。『銀行アスキ』(Banken-Ask)

11) Alabe, a. a. O. S. 78-80.

および『商社アスキ』(Firmen-Aski) これである。その後に至つて更に『通過アスキ』(Transit-Aski) が追加されることゝなつた。

(一) 『商社アスキ』(Firmen-Aski) はドイツに原料品を供給する外國輸出業者の申出によつて許されるものであつて、彼れはドイツに對して必要な原料品を輸出し、その手取金をアスキ・マルクとしてドイツ爲替銀行の特別勘定として保有しおき、之をもつてドイツ商品を購入して自國に輸入することゝなる。而かも彼れがドイツ國內に巨額のアスキ・マルクを保有することは極めて不利益であるから、なるべく之を少額ならしめんとし、従つてなるべく早くドイツ商品を購入して之を自國に賣らさんとし、こゝからドイツの輸出を助長することゝなる。この點においては從來の私的相殺と類似するが、たゞドイツ爲替銀行にその特別勘定を保有するものである。¹⁾

ドイツの輸入業者は、たゞ當該アスキ所有者から供給された輸入商品についてのみ、『商社アスキ』に拂込むことが出来る。個々の勘定は商品の種類に従つて分割せられ、各商品に對しては、月々の最高割當額が定められ、豫め半ヶ年分の輸入の許可が與へられた。この許可證に基づいてアスキ勘定保有の爲替銀行から個々の輸入に對する『承認書』(Bestätigungs) が發行せられ、輸入業者は輸入許可證の代りに、此の承認書を税關に呈示して輸入することが出来た。²⁾

商社アスキの拂出については、ドイツからの輸出商品の支拂を主とするものではあるが、同時に國內附帶費用の支拂および運賃の支拂にも適用することが認められてゐる。船舶運賃の支拂については、その三五%までアスキからの支出を許可せられ、残りの六五%は爲替またはライヒス・マルクの支拂によらねばならぬ。アスキ支拂

1) Ahbe, a. a. O. S. 66.

2) Seeger, a. a. O. S. 1577.

の輸出商品に關する根本的な前提は、その商品がドイツにおいて製造せられ、若しくはドイツにおいて最後の仕上げまたは根本的改變の加へられることが必要である。拂出しの技術的方法については、直接に交付される旨を規定されてゐる。ドイツの輸出業者は、前記の諸條件の充たされてゐるといふ證明を、アスキ保有銀行に提示せねばならぬ。³⁾

『商社アスキ』は併しながら種々の缺陷のために、廣く盛行するには至らない。第一に、それは私的の清算取引と同じく、特定の貿易商社相互間のみ行はれ、拂込および支拂は個人的に限定されてゐる。第二に、その外國輸出業者は同時にドイツ商品の輸入業者でなければならぬ。⁴⁾ 是等の點において次の『銀行アスキ』に比し、著しきハンディキャツプを有し、一般には廣く行はれ得ない。その最も重要なものは、濠洲およびニュージールランドの羊毛輸出業者との間に設定せらるゝ『羊毛アスキ』である。歐洲諸國の商社との間には清算協定と兩立しうる範圍において多少行はるゝに過ぎない。

(二) 『銀行アスキ』(Banken-Ask)こそは、アスキ制度の典型的なものであり、實際においても最も重要な役割を果しつゝある。『銀行アスキ』とは外國銀行がドイツの爲替銀行・取引銀行または支店銀行に保有するライヒス・マルク勘定であつて、ドイツの輸出商品の代金として拂込まれたものである。⁵⁾

『銀行アスキ』の重要な長所は、個々の清算取引に對する統一的な中心機關を提供して、或意味における清算取引の市場を創設した點にある。⁶⁾ 即ち當該銀行は外國において、ドイツに保有するライヒス・マルクを賣出し、ドイツ商品の輸入業者にそれを賣却する。之を買取ることによつてドイツ商品の買手は、何人にもドイツ國內の

3) Seeger, a. a. O. S. 1577.
4) Ahbe, a. a. O. S. 66.
5) Ahbe, a. a. O. S. 66.
6) Ahbe, a. a. O. S. 67.

支拂に充當することが出来る。即ちアスキからの支拂は、前の商社アスキの如く特定されるものではなく、ドイツ商品を輸出する總てのドイツ商社に對して行はれうる。

またすべての外國輸入業者も、その地のアスキ銀行についてアスキ・マルクを買取り、之をもつてドイツからの輸入代金を支拂ふことが出来る。反對にまたアスキ・マルクの拂込についても一般的である。即ちドイツに對して原料を供給する輸出業者は、特定の商社に限らるゝことなく、當該國に居住する總ての輸出業者に認められ、彼等は何人といへども、ドイツへの輸出代金をアスキ勘定に拂込んで保有することが出来る。⁷⁾

かくしてアスキ銀行を中心として、その媒介によるアスキ賣買市場がそこに成立することとなる。この點において従來の私的清算に比し著しき發展を示し、また商社アスキに對する銀行アスキの著しき長所を示してゐる。たゞそのアスキ勘定は、爲替銀行における一個の共同勘定となるものではなく、どこまでも當該個人の勘定として保有されてゐる。こゝに清算勘定との相違がある。

『銀行アスキ』を開設するには、銀行は所要の手續をとつて監督局 (Überwachungsstelle) に申請する。監督局はその審査を終へて、之を爲替局 (Devisenstelle) に送る。爲替局は申請銀行の信用状態および業務状態を審査して之を全國爲替管理局 (Reichsstelle für Devisenbewirtschaftung) に送る。こゝでアスキ開設の許否を決定し、順次に關係官廳を経て許可を傳達せられる。直接の監督官廳は前記の監督局であつて、こゝで個々の輸入商品に關する割當價額が決定される。この點に關して一九三五年十二月二十七日の布告は、前にも述ぶるが如くアスキを二種に分つて、生活必需品の輸入に關するアスキと、然らざる輸入品に關するアスキに區別し、前者に對しては一對一、

7) Seeger, a. a. O. S. 1578.

後者に對しては一對三のアスキを規定することゝなつた。⁸⁾

(三) 『通過アスキ』(Transit-Aski) は、一九三五年五月四日の布告によつて追加された通過貿易または仲繼貿易に關するアスキであつて、ドイツの輸出貿易にとり重要な意義を有する。このアスキによつて、外國仲繼商の手を経て清算協定國に輸出されるドイツ商品の代金が支拂はれ、また外國仲繼商の手を経て輸入される商品代金を拂込むことが出来る。このアスキの開設によつて、ドイツを中心とする複數國への貿易を清算しうることゝなり、論者は之を『世界清算制』(ein Mittel zum Welt-*Clearing*) と呼んでゐる程に、一般的な清算制度となる可能性と認められてゐる。

以上アスキ制度に關する重要な二三の問題を考察した。アスキに就いては尙ほ研究さるべき多くの問題を殘してゐるが、こゝでは此の程度に止めて別の機會を待つことゝする。(二・七・二五)

8) Ahbe, a. a. O. S. 67.
9) Ahbe, a. a. O. S. 73.